**平成２６年（フ）第５２２号**
横浜市神奈川区六角橋６丁目28番27号
破産者　今枝　時人
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７４７号**
横浜市港南区日野南５丁目45番19号
破産者　高橋　重行
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第８４８号**
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目39番４号　202
破産者　五十嵐英俊
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９５６号**
神奈川県藤沢市石川２丁目５番地の16
破産者　須田　　宏
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０１３号**
横浜市中区本牧原21番２―1110号
破産者　原田　義郎
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０７３号**
横浜市鶴見区矢向６丁目４番２号　201号
破産者　三木　清史
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３２号**
新潟県五泉市吉沢３丁目４番42号　シティハウスえびす104号、住民票上の住所新潟県五泉市吉沢３丁目４番42号
破産者　折笠　花子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１４８号**
金沢市鞍月５丁目230番地　レオパレス大友102号、従前の住所金沢市泉本町４丁目20番地１、従前々の住所金沢市横川４丁目88番地
破産者　三浦　英男
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１４９号**
金沢市北安江３丁目７番10号　ディークラディア北安江401号室
破産者　三浦　幸代
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１９０号**
金沢市金石東２丁目14番５号
破産者　アイエムプランこと　石崎　幹夫
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１４８号**
静岡県菊川市東横地549番地
破産者　田村さゆり
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２１５号**
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目15番108号
破産者　望月規久男
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２３６号**
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5279番地の１
破産者　内川　　均（旧姓長嶺）
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第２３号**
和歌山県田辺市下万呂938番地の17
破産者　ウヅトクこと　宇津　　昭
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２６年（フ）第３２号**
香川県高松市香西本町210番地３
破産者　佃　　政弘
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第５２号**
愛媛県松山市土居田町58番地１　コーポラス砂山103号
破産者　黒川　裕志
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第８９号**
愛媛県松山市和泉南３丁目12番31号
破産者　田中　　隆
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１１７号**
愛媛県松山市石手白石甲73番地５　クレセント石手白石505号
破産者　山下布紀子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１５０号**
愛媛県松山市立花３丁目９番42号　ピアハウス立花203号
破産者　関谷　文代
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部